**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

開議（午前10時00分）

**日程第１．会議録署名議員の指名**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第１．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって３番　當眞嗣春議員、４番　西銘多紀子議員を指名します。

**日程第２．議長諸般の報告**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第２．議長諸般の報告を行います。町長から追加議案として、議案第52号　令和６年度南風原町一般会計補正予算（第６号）が提出されております。また、各常任委員長から付託議案の委員会審査報告書と閉会中の継続審査の申出書が提出されております。次に、決議第７号　閉会中の議員派遣についてもそれぞれ後刻別紙議事日程のとおり議題といたします。以上をもって諸般の報告といたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから議案の上程に入ります。

**日程第３．議案第45号　南風原町下水道条例の一部を改正する条例**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第３．議案第45号　南風原町下水道条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。石垣大志経済教育常任委員長。

**○経済教育常任委員長　石垣大志君**　おはようございます。それでは経済教育常任委員会の報告をいたします。議案第45号　南風原町下水道条例の一部を改正する条例　審査の経過　本案は、12月10日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託されたものであります。12月11日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、同日まとめと採決を行いました。審査の内容につきまして報告をいたします。下水道汚水処理費を使用料収入で賄うことができない状況が続いており、経営健全化の観点から南風原町下水道事業経営戦略を策定し、段階的に改定を行いながら、令和12年度までに回収率を75.8％から100％まで向上させ、一般会計繰入金を削減していく計画を掲げていると説明がありました。また、令和５年度決算では汚水処理費が約２億6,500万円に対し、使用料収入は約２億100万円で、汚水処理費に係る使用料での回収率が75.8％にとどまり、現状残りを一般会計繰入金で賄っている状況であると説明がありました。また、今回の改定について町民への周知は役半年間かけ、町ホームページ等を活用しながら周知を図っていくことについても説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。13番　照屋仁士議員。

**○13番　照屋仁士君**　それではですね、本会議でも質疑をさせていただきましたが、その件について確認をさせていただきたいと思います。今回のこの下水道の値上げについて、令和２年に下水道事業経営戦略が策定され、その中で３段階に分けて値上げをするということが記されているわけですけれども、決められたのが令和２年ということで、まず５年もあけば社会状況が変わっているのじゃないかというところ、また昨今の上水道料金の値上げですとか、電気代等のランニングコストの値上げが反映されていないのではないかという質疑をしたんですけれども、そのあたりどのような説明があったかどうか教えていただけますか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　石垣大志経済教育常任委員長。

**○経済教育常任委員長　石垣大志君**　それではお答えいたします。経済教育常任委員会の中で、今おっしゃった社会情勢の変化、物価高騰等々の部分につきましても、委員会の中で回答がありましたのは、細かい部分についてはやはり多少影響はあると。しかし、令和５年度決算においても回収率が75.8％にとどまっている、一般会計からの繰入れをやはり減らしていくことが目的であるという回答は受けております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　13番　照屋仁士議員。

**○13番　照屋仁士君**　委員会での経過は分かりましたので、ちょっと休憩をして要望したいんですけれども、よろしいですか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午前10時06分）

再開（午前10時06分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。13番　照屋仁士議員。

**○13番　照屋仁士君**　休憩……、委員長以外にはできないですよね。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午前10時07分）

再開（午前10時07分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。

　ほかに質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第45号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第45号　南風原町下水道条例の一部を改正する条例について採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

**日程第４．議案第46号　南風原町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第４．議案第46号　南風原町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。石垣大志経済教育常任委員長。

**○経済教育常任委員長　石垣大志君**　それでは議案第46号　南風原町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について報告をいたします。審査の経過　本案は、12月10日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託されたものであります。12月11日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、同日まとめと採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第46号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第46号　南風原町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

**日程第５．議案第47号　令和６年度南風原町一般会計補正予算（第５号）**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第５．議案第47号　令和６年度南風原町一般会計補正予算（第５号）についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。大城雅史総務民生常任委員長。

**○総務民生常任委員長　大城雅史君**　おはようございます。総務民生常任委員会から委員長報告を行います。議案第47号　令和６年度南風原町一般会計補正予算（第５号）　審査の経過　本案は、12月10日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、12月11日に民生部こども課、国保年金課、保健福祉課、総務部総務課、企画財政課、住民環境課、経済建設部区画下水道課、都市整備課、産業振興課、教育部教育総務課、学校教育課、生涯学習文化課の各担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、12月13日にまとめと採決を行いました。審査の中で主な内容について５点報告します。１点目、予算書４ページ、債務負担行為補正、調理配送業務委託料について、今回の給食センター業務委託の内容は、調理、配送の一部業務の委託となることを確認しました。経緯は８月21日に教育委員より、学校教育運営委員会南風原町立学校給食業務の民間委託について諮問、９月５日に第１回学校給食運営委員会を開催、９月から10月にかけて保護者宛てにアンケートを実施、11月14日、第２回学級給食運営委員会を開催、11月25日に教育委員会へ答申、11月26日に定例教育委員会にて承認されました。今後は１月に業者選定をし、４月より学校調理業務委託をスタートさせることになると説明がありました。また、学校給食運営委員会の中でのどのような内容で検討、判断されたかを後日説明がありました。２点目、予算書18ページ、公募型プロポーザル選定委員会委員謝礼金について、新たな返礼品の開発、開拓をプロポーザルで示してもらい評価していくと説明がありました。３点目、予算書21ページ、学童クラブ性被害防止対策事業費補助金について、防犯カメラやパネル、簡易更衣室などは対象となるが、スタッフへの教育費については対象外になると説明がありました。４点目、予算書25ページ、実施設計委託料について、委員会から武川良橋改良橋梁更新については、町道９号線の機能維持が町民の不利益にならないよう粘り強く交渉した上で工事に当たってもらいたいと委員から意見がありました。５点目、予算書26ページ、津嘉山公園整備工事について、津嘉山公園の進捗率についてはこの補正を含めると96％になり、令和７年度完成予定と説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

　本案に対しては、照屋仁士議員外３名からお手元に配付しました修正の動議が提出されております。したがって、これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。13番　照屋仁士議員。

**○13番　照屋仁士君**　それでは議案第47号　令和６年度南風原町一般会計補正予算（第５号）に対する修正案を提出する前に、提案理由を述べたいと思います。今回の債務負担行為での調理配送業務委託に７億円余の予算がついていることについて、子どもたちの給食の安心安全に寄与するかどうか、予算審議、一般質問でも議論をしましたが、残念ながら確証が持てません。業務委託の要因とされる人員不足については、その多くは平成26年度以降正職員を採用せずに会計年度任用職員にて補ってきたことに起因しており、正職員を減らし続けてきた行政自身の責任によると考えています。また、当時から給食センターの正職員を減らしていく、そういった方針の説明は私の記憶には残念ながらなく、まるで寝耳に水の印象であります。まずは運営委員会が求めている原則のとおり、行政自身が採用方針を見直し、調理員を正職員にて採用を行うべきと考えます。また、今回の７億円余の契約内容については、民営化ではなく業務委託であるものの、その委託項目や職種、実際の運用などを精査してみると、私は今回の安易な業務委託によって、今後の無用なコストを増やしかねず、かつ安定的に安心安全な給食を子どもたちに届ける保証がないと考えます。現に次年度だけでも現状よりコストは数千万円も上昇すると試算がされ、また今後も受注業者は限られており、さらなるコストについては業者の言い値、言いなりになりかねないとの懸念を覚えます。さらに問題があった場合、南風原町直営に戻すことは極めて困難になります。さらに委託事業への根拠とされる運営委員会への諮問と答申、また保護者へのアンケートも全てが民間委託を進める、計画している、そのような記載があり、直営をやめて民間に委託するか否かの民意や共感を得ているものとは言い難いものです。運営委員会からの答申書にも前提として記載のある正規職員の採用による直営が望ましいとの記述と、さらに付された委託コストだけでなく、安心安全をという記載には運営委員会もやむを得ないとの苦しい判断が読み取れます。

　総務委員会の中でも委託しない場合の対案についても議論がなされましたが、執行部から提出された資料を見る限り、委託以外の方法を比較検証すらされておりません。私はまだ必要な努力を重ねるべきとの観点から以下３点を提案いたします。１、答申の前置きのとおり正規職員の採用による直営に方針を見直し、また年次的に職員比率を戻す。２、やむを得ない人員確保については、処遇の見直しや派遣、一部委託を単年にて予算組みを行う。３、様々な試算や運用を検討した上で、万が一に間に合わない場合は新年度予算において今後も直営に戻し得る内容にて提案をする。繰り返し申し上げますが、今回の人員不足、委託しかないという事態を招いた行政の責任は大きいと考えます。また、その唯一のやむを得ない業務委託の内容を見ても、保護者がアンケート等へ示した不安も不満も払拭をされず、さらに問題やコスト上昇があったとしても、見直しや直営に引き返すことのできない、片道切符のような今回の提案では、給食の安心安全は担保できないと考えます。よって、今回の業務委託の予算をカットした修正案を提出します。皆さんのいま一度の熟慮とご賛同をお願いいたします。それでは読み上げて提案をさせていただきます。

　令和６年12月20日。南風原町議会議長　赤嶺奈津江殿。発議者　南風原町議会議員　照屋仁士、當眞嗣春、岡崎　晋、大宜見洋文。議案第47号　令和６年度南風原町一般会計補正予算（第５号）に対する修正動議　上記の動議を地方自治法第115条の３及び会議規則第17条第２項の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

　議案第47号　令和６年度南風原町一般会計補正予算（第５号）に対する修正案　議案第47号　令和６年度南風原町一般会計補正予算（第５号）の一部を次のように修正する。第２表債務負担行為補正の一部を次のように改める。事項　調理配送業務委託料、期間　令和６年度から令和11年度まで、限度額　７億1,113万9,000円を削除した内容で提案をさせていただきます。よろしくお願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これより修正案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

　休憩します。

休憩（午前10時23分）

再開（午前10時23分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。

　次に、議案第47号について討論を行います。討論ありませんか。15番　知念富信議員。

**○15番　知念富信君**　原案に賛成の討論を行います。理由といたしまして、運営委員会の答申にも言及されておりますが、正規調理員の採用による直営での給食調理が望ましいが、正規調理員の採用が困難な状況下では人材確保ができず、安定した安心安全な給食を提供できません。学校給食の運営に支障が出る前に民間委託が適切な判断と思料されます。よって、妥当な判断で業務委託料を賛成いたします。議員皆様の賛同をお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　次に、修正案に賛成者の発言を許します。３番　當眞嗣春議員。

**○３番　當眞嗣春君**　お疲れさまです。ただいまの修正案に賛成する立場から発言をしたいと思います。今回の修正案、私も本当に道理ある筋の通った内容になっているんじゃないかというふうに思います。今回の修正案に対してですけれども、３点ほどあるんですが、まず１つ目は、子どもたちの給食の安全、安心の内容が不十分であるということ。２つ目、何と言っても今回の修正案の起因とされる人員確保の問題ですね、今富信議員も人員確保……。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午前10時25分）

再開（午前10時26分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。３番　當眞嗣春議員。

**○３番　當眞嗣春君**　人員確保が困難というふうな表現をしていましたけれども、この人員確保については、この修正案で示されているとおり、26年から正職員を採用せずとあるんですけれども、この採用せずの中身というのは採用する行為をしなかったことですよね。採用したいけれども人がいなかったではなくて、採用そのものをしていないという内容になっています。そういう点からすると、確保できなかったんじゃなくて、確保しなかったというふうな形に僕はなるんじゃないかというふうに理解しています。この２点目の人員確保については、今回の内容にも勘案するんですけれども、業務委託ですね、調理配送業の業務を委託するという対応での補正予算です。業務を委託するということは、どこに委託するかというと民間への委託になるんですよね。民間にこの業務を委託してやると。僕はですね、民間に委託するという行為が、これが民営化につながるんじゃないかという懸念があります。直営が理想的だと述べていますけれども、そう思います。民営化ではなくて、やっぱり直営をするということがとても大事だと考えています。民間に業務を委託するということは民営化につながるんじゃないかという懸念がありますので、どうしても納得できないという点があります。それと３点目、現状よりもコストが高くなるという点です。こういう業務委託の際には、やっぱりコストを抑えるという点があるんですけれども、そこにも逆行するような内容になっているんじゃないかというふうに思います。したがって、修正案にあります３点ですね、採用方針を見直してきちっと採用するそういう手続きを踏まえるということと、あと内容が非常に漠然としていますので、やっぱり時間を掛けて慎重に審議をするということがとても大事だと思います。そういう点では予算の一部委託を単年度の予算として組み立ててやるべきではないかというように思います。僕はそのことは、南風原町全体のことにつながるんじゃないかという立場から修正案に賛成しますと。皆さんも是非ですね、今後の南風原町のことを鑑み、慎重に検討されていただきたいというふうに思います。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　次に、原案に賛成者の発言を許します。10番　大城勇太議員。

**○10番　大城勇太君**　議案第47号　令和６年度南風原町一般会計補正予算（第５号）、原案に賛成の立場から発言させていただきます。近年、全国的に見ても給食業務の70％近くが委託されているという調査報告もあり、南風原町近隣の市町村のほとんどが給食センターの委託をしています。南風原町の給食センターの雇用状況を見ても来年度でも定年退職や早期退職希望が数名出ていることから、新年度からの安心安全な給食を提供するためにも早急の人材確保が必要だと考えられます。調理配送業務を委託する大きなメリットは給食調理に関するスタッフの採用や管理、育成に関わる時間や労力を減らせることです。人手不足、人材確保の難しい情勢の中、委託をすることでコアな業務に集中でき、満足と向上に努めることができます。また、給食委託会社が衛生管理や給食の質の担保を行ってくれることで食事の安全性やクオリティの維持向上、満足度の向上にも期待できるものと考えられています。今回の補正予算案の委員会調査を見ても、南風原町給食業務の全てを委託するのではなく、食材の確認、調理師による調理、配送・回収、洗浄・消毒、保管のみで、献立の作成、食材の調達など給食の責任は町が行うこととし、委託をしても給食費の変更はないと確認したことから、本定例会の補正予算での案が妥当だと判断し、一般会計補正予算案に賛成することとしました。以上を踏まえ賛成討論といたします。議員の皆様のご賛同をよろしくお願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　次に、修正案に賛成者の発言を許します。８番　大宜見洋文議員。

**○８番　大宜見洋文君**　それでは今回の照屋仁士議員の補正予算修正案に賛成する立場から述べさせていただきます。照屋仁士議員の指摘している疑義はただ１点、給食共同調理場の調理と配送業務委託に係る予算額に対してのみであります。12月定例会で、本日の本会議での上程には審議に付する資料提供もなく、私が受け取ったのは単に会計年度任用職員のなり手不足で調理業務に支障を来し、今の状態では児童生徒への安定的な給食の供給がままならない。その課題解決には業務委託しかないような答弁であったと受け取りました。しかし、初日の照屋議員からの質疑と一般質問初日の同議員の担当課への資料請求により、平成26年度以降給食共同調理場の正職員採用がなくなり、会計年度任用職員にて補ってきたという経過を知り、その問題の根本原因がもっと深いところにあるのではないかと疑問が湧きました。照屋議員の提案理由は、的を射て納得のいく内容だと考えます。それを受けて私が考えたことは、平成26年度以降、正職員の採用をやめたことによって、それまで頑張っていた正職員のやる気を削ぎ続けただろうということです。会計年度任用職員は数年努力して継続しても何年も正規に採用されないことで諦めて別の職場に就職の可能性を願って転職する。そしてその代わりに入った新しい会計年度任用職員にもう一度一から教えなければならない正職員の皆さん、それを何年も繰り返して、それでも後輩の正職員は入ってこないで、周りは不安定な会計年度任用職員ばかりで僅かに残された、本人たちが定年するまで果たして今の職場が存続するかどうかも不安で希望も見いだせないまま毎日が過ぎただろうなと、とても気の毒になりました。辞めたくなるのも当たり前のような気がします。

　私が照屋議員の修正案に賛成する理由として、１点目、照屋議員が指摘するように26年度で正規職員の採用をやめることにしたのは、当時の執行部から給食調理場を全て外部委託にする方向性に変更したとの推測が正しいのではないかと腑に落ちます。そして、本来ならば町民のためと考えるならば給食という児童生徒の健やかな成長に欠くことのできない大切な給食の提供に関して、このような年度途中の補正予算案として提案するのではなく、しっかり議員の我々、特に所管の経済教育委員会でも十分に議論させてから、総務民生委員会でダブルチェックをし、上がった案についてさらに町民にその経過を報告し、町民から意見を聴取し、もう一度議会でブラッシュアップするぐらいの丁寧な配慮がなされるべきだと考えます。２点目、平成26年度時点で正規職員の採用をやめ、給食を部分的ではありますが――今時点ではですね。民間に業務委託をすべきと考えたとして、その時点でなぜ町内の商工会など飲食関係の会員の皆さんにも委託の構想を語り、町内で受皿となる事業所を育てる発想がなかったのか非常に残念です。今回の業者選択がプロポーザルとはいえ、有力な２者しかない中で、たとえよい企画だとしても選択肢は２つしかありません。しかも、３年間で７億円ものお金が、もともと町内で回っていた７億円が町外に流出することになります。町内の事業所なら地域のためにみな知っている住民仲間であるからその信頼を失わないために必死に運営してくれるだろうが、━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━

━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━経済損失のリスクは大きくはないでしょうか。こんなに問題が多い状況ではうかつに判断ができないと考えます。３点目、私は農業もなりわいとしている身です。現在国が進める緑の食料システム戦略は、食料安全保障と密接に関わりがあることを総合事務局主催の８月の説明会で農水省課長らが述べていました。円安による食材の輸入品の価格高騰や隣国との緊張状態からいつ戦争になるか分からない状況が迫っている中で、やはり地産地消、本町の食料受給率を高めることは必須であり、効率化を求めて質より量に向かって逆に多くのリスクを抱えるよりも、トレーサビリティがしっかり確認でき、地域にもお金が循環し確実に安心安全、町民分の量の確保、本町の食糧安保の観点からも、これらの給食供給システムは規模を大きくするべきではなく、できれば学校単位に戻し、効率的でなくとも地域の人材で地域の食材を確保して調理し、提供するほうがリスクは少ないと考えます。なので給食は地域の人材を採用して自校方式でを望みます。４点目、某マスコミの記者の方から隣の那覇市で20年前だったか、民間に委託するかどうかを決める前に対象業者の調理した給食の見本をＰＴＡの役員や市議も一緒に試食したようだという情報を得ました。そういうことも本町ではまだ行われておりません。以上の４点からも給食の調理と配送業務の委託についてはまだまだ議論が足りないことは明白です。このように議論不足のまま採決し、業務委託を進めることは町民にとって非常にリスクの高い判断だと考えます。まだ述べることは足りていませんが、以上で今回の修正案に対する私の賛成討論とします。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午前10時39分）

再開（午前10時39分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。

　今討論いただきました内容の中で、委託期間を３年とおっしゃっておりましたが、委託は５年間です。また、町外業者に対する不穏当発言がありましたので、その点については善処したいと思います。以上です。

　次に、原案に賛成者の発言を許します。９番　石垣大志議員。

**○９番　石垣大志君**　それでは令和６年度南風原町一般会計補正予算（第５号）について、原案に賛成の立場から討論を行います。現在提案されている学校給食に関する債務負担行為補正、調理配送業務委託でありますが、今年の学校給食業務を取り巻く環境は厳しさを増しており、複雑化する労務管理や人材確保の厳しさ、さらには安全衛生管理の高度化など厳しい現状が続いている状況であります。その中で事業者に調理配送の一部業務を委託することは効率性と安定性の確保は現実的な判断であると考えます。また、今回の委託はあくまで調理配送分野に限定されており、栄養管理や食育指導、材料の搬入、点検などは町が担います。これにより栄養士をはじめとする専門職員が食育や品質管理により、より専念できる環境が整い、これまで以上に児童生徒へ質の高い食育活動を行うことが可能となり、安全で安心な給食提供を担保できるものと考えます。加えて人材確保の問題は切実であり、これまで人員体制の確保に苦慮してきた現状に加え、調理師免許を有する人材は極めて少ない状況でありました。今後退職者の発生によってさらに運営が困難になることが予想される中、一部委託によって一定の人材確保を図り、安定的な給食提供を続けることは子どもたちの成長を支える不可欠な施策であります。近隣市町村の動向を見ても学校給食の外部委託は各近隣市町村においても実施をされております。こうした県内の流れや国が示した学校給食の運営の合理化方針にも沿った施策であり、保護者負担の増加はなく事業者選定においてもプロポーザル方式による適切な選定を行うことで、安定した給食の提供ができるものと考えます。よって調理配送業務の委託は人材確保難による危機的な状況を克服し、安定した給食提供をより充実した食育環境を実現するための現実的な施策であることを踏まえ、令和６年度南風原町一般会計補正予算（第５号）についての賛成討論といたします。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　次に。修正案に賛成者の発言を許します。７番　岡崎　晋議員。

**○７番　岡崎　晋君**　私岡崎　晋は照屋仁士議員の提出された修正案に対して賛成の立場で討論いたします。まず、このたびの執行部の提案は、本町の学校給食の調理配送業務を民間委託するもので、総務民生委員会での審議では献立と食材調達は従来どおりであると答弁でした。しかし、これから委託を考えているその委託先がいずれは食材調達も任せてほしいと要求してくるという懸念はどうしても払拭できません。もしそうなればそれを断ることができるのか。また直営に戻すことができるのか。非常に困難なことだと思います。委員会での説明、あるいはここでもそうでしたが、調理配送の業務は周辺自治体を見ても委託の流れに趨勢にあるという説明でしたが、私が那覇市に聞いてみると、大手の共同調理場というかセンターは３つありまして、そこはまだ直営です。我が南風原町の共同調理場運営委員会の答申では、その食材調達のことなどについては触れていないし、議論されたかも分かりません。もしそうなってしまったら学校給食法に定める児童生徒の健全な発達に資するという目的を達成することができるのか。その保証も担保されていない。２つ目にこのような重要な案件を上程に至るその背景や大事な情報が議会全体に共有されるべきです。しかし、詳細は委員会でということで所轄の議員はこの本会議ではほとんど質疑することができません。委員会では照屋委員が申し入れて初めて答申が出てきたし、ほかの資料も要求して初めて開示されました。つまり要求しなければ資料は一切なかったということです。このような重要な案件を進めるに当たっては、教育長、副町長、町長、そして幹部職員の皆さんは一層町民に心を配り、議会の数の力に頼るのではなく、丁寧に対応していただきたい。是非お願いします。以上で修正動議に賛成する立場で討論いたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午前10時47分）

再開（午前10時47分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。

　ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第47号　令和６年度南風原町一般会計補正予算（第５号）についてを採決します。まず、本案に対する照屋仁士議員外３名から提出された修正案について採決いたします。この修正案に賛成の方は起立願います。

（起立少数）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立少数であります。したがって、照屋仁士議員外３名から提出された修正案は否決することに決定しました。

　次に委員長報告について採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

（起立多数）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立多数であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

**日程第６．議案第48号　令和６年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第６．議案第48号　令和６年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。大城雅史総務民生常任委員長。

**○総務民生常任委員長　大城雅史君**　議案第48号　令和６年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）　審査の経過　本案は、12月10日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、12月11日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、12月13日にまとめと採決を行いました。１点目、７ページ、歳入欠陥補填収入について、令和４年度から令和６年度まで国保特会に係る単年度赤字の推移と令和７年度の試算について報告がありました。税改正については被保険者の急激な負担増とならないよう配慮しながら検討していきたいと説明がありました。２点目、10ページ、特定健康診査受診券作成委託料について、受診券は保険証と一体型で発行していたが、12月２日より紙の保険証の発行をしなくなり、受診券のみの発行になると説明がありました。またマイナ保険証は町内医療機関のほとんどが対応可能ということを確認しました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第48号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第48号　令和６年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

**日程第７．議案第49号　令和６年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第７．議案第49号　令和６年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。大城雅史総務民生常任委員長。

**○総務民生常任委員長　大城雅史君**　議案第49号　令和６年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）　審査の経過　本案は、12月10日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、12月11日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、12月13日にまとめと採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第49号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第49号　令和６年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午前10時53分）

再開（午前11時01分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。

　議案に入る前に、先ほどの討論の中で複数名の方から想定、根拠のない発言等がありましたので不穏当発言として後日議事録等を確認して、私のほうで不穏当発言として修正したいと思います。

（岡崎　晋　議員より発言あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　議事録を起こさないとどの部分になるかが、発言が複数名にわたっていますので、根拠のない発言の部分がありましたので、その部分を確認したいと思います。

（岡崎　晋　議員より発言あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　今、休憩中ではありませんので。これは報告になります。その部分については、後日、ご本人に対処する旨は報告させていただきます。

**日程第８．議案第50号　令和６年度南風原町下水道事業会計補正予算（第２号）**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　次に日程第８．議案第50号　令和６年度南風原町下水道事業会計補正予算（第２号）についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。石垣大志経済教育常任委員長。

**○経済教育常任委員長　石垣大志君**　それでは報告いたします。議案第50号　令和６年度南風原町下水道事業会計補正予算（第２号）について　審査の経過　本案は、12月10日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託されたものであります。12月11日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、同日まとめと採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第50号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第50号　令和６年度南風原町下水道事業会計補正予算（第２号）についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

**日程第９．議案第51号　令和６年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第９．議案第51号　令和６年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。石垣大志経済教育常任委員長。

**○経済教育常任委員長　石垣大志君**　それでは報告いたします。議案第51号　令和６年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）について　審査の経過　本案は、12月10日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託されたものであります。12月11日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、同日まとめと採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第51号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第51号　令和６年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

**日程第10．議案第52号　令和６年度南風原町一般会計補正予算（第６号）**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第10．議案第52号　令和６年度南風原町一般会計補正予算（第６号）を議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　議案第52号　令和６年度南風原町一般会計補正予算（第６号）　令和６年度南風原町の一般会計補正予算（第６号）は、次に定めるところによります。内容については担当者が説明します。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　それでは議案第52号　令和６年度南風原町一般会計補正予算（第６号）について、概要を説明いたします。

　まず、２ページの第１表歳入歳出予算補正について説明します。今回の補正は、12月17日に成立した国の補正予算による物価高騰対策に関する事業について補正の必要が生じたので、歳入歳出それぞれ１億5,086万7,000円を追加し、補正後の一般会計予算額は192億8,026万円となります。なお、本事業を速やかに実施することが町民サービスとして最良と判断したことから、追加議案での提案となりますので、ご理解いただきたいと思います。

　４ページをお願いいたします。第２表繰越明許費補正について説明します。３款１項．物価高騰対応重点支援給付金事業１億5,086万7,000円は、事業開始が令和７年１月になることから給付金の支給を令和７年度まで予定しているためで、令和７年５月末の完了を予定しています。

　次に、歳入について説明いたします。７ページ、14款２項６目．総務費国庫補助金１億5,086万7,000円の増は、物価高騰対応重点支援給付金事業の事業費及び事務費に対する交付金の計上です。

　引き続き、歳出について説明いたします。８ページ、３款１項10目．臨時福祉給付金事業費１億5,086万7,000円の増は、住民税非課税世帯に１世帯当たり３万円の支給と住民税非課税世帯のうち子育て世帯に児童１人当たり２万円を支給するための非課税世帯給付金及びこども加算給付金、事務費の計上です。以上が議案第52号の概要です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

　お諮りします。ただいま議題となっております議案第52号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。よって議案第52号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第52号　令和６年度南風原町一般会計補正予算（第６号）についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成する方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

**日程第11．陳情第15号　若い人も高齢者も安心できる「最低保障年金制度」を求める陳情（閉会中の継続審査の申し出について）**

**日程第12．陳情第16号　物価上昇に見合う公的年金の引き上げを求める陳情（閉会中の継続審査の申し出について）**

**日程第13．陳情第17号　加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める陳情（閉会中の継続審査の申し出について）**

**日程第14．陳情第18号　令和７年度社会福祉施策及び予算の充実について（陳情）（閉会中の継続審査の申し出について）**

**日程第15．陳情第20号　学校給食費の無償化の実現を求める陳情（閉会中の継続審査の申し出について）**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第11．陳情第15号　若い人も高齢者も安心できる「最低保障年金制度」を求める陳情、日程第12．陳情第16号　物価上昇に見合う公的年金の引き上げを求める陳情、日程第13．陳情第17号　加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める陳情、日程第14．陳情第18号　令和７年度社会福祉施策及び予算の充実について（陳情）、日程第15．陳情第20号　学校給食費の無償化の実現を求める陳情の５件について一括議題といたします。両常任委員長から、委員会の審査についてお手元に配付しました申出のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

　お諮りします。両常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。よって申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

**日程第16．決議第７号　閉会中の議員派遣について**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第16．決議第７号　閉会中の議員派遣についてを議題とします。

　お諮りします。閉会中の議員派遣については、別紙のとおり派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。したがって閉会中の議員派遣については、別紙のとおり派遣することに決定しました。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　次に、議決事件の字句及び数字等の整理について議題とします。お諮りします。本定例会において議案及び決議等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午前11時14分）

再開（午前11時15分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　議員並びに執行部の皆様お疲れさまでした。健やかな新年を迎えられることを祈念申し上げます。

　以上で本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。これにて令和６年第４回南風原町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

閉会（午前11時15分）